

多賀城市老人福祉施設の指定管理者選定の概要について

1 多賀城市老人福祉施設指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	第1期 指定管理者指定	多賀城市老人福祉センター及び多賀城市屋内 ゲートボール場の指定管理者に公募で指定
平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	第2期 指定管理者指定	多賀城市老人福祉センター及び多賀城市屋内 ゲートボール場の指定管理者に非公募で指定
平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	第3期 指定管理者指定	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び多賀城市 屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で 指定
平成29年4月1日 ～令和4年3月31日	第4期 指定管理者指定	多賀城市シルバーヘルスプラザ及び多賀城市 屋内ゲートボール場の指定管理者に非公募で 指定
令和3年7月19日	指定管理者評価 委員会	第4期指定管理者による管理の実績を客観的 に評価するため評価委員会を開催し、事業経営 や施設管理の取組みは「適切（良）」との評価 結果を得る。
令和3年8月30日	行政経営会議	第5期指定管理者を非公募で選定すること及 び指定管理期間を3年間とすることを決定
令和3年10月6日	業務仕様書提示	第5期指定管理者が行う業務の内容・範囲を示 す業務仕様書を提示
令和3年10月20日	指定管理者候補 者選定委員会	現指定管理者から提出された指定申請書の内 容等を審査したところ、第5期指定管理者候補 者として「適切（可）」の評価を得る。
令和3年11月2日	行政経営会議	現指定管理者を第5期指定管理者の候補者と することを承認
令和3年12月2日	令和3年第4回 多賀城市議会 定例会	多賀城市老人福祉施設の指定管理者に、社会福 祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定するこ とを議決

2 指定管理の概要

(1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市シルバーヘルスプラザ
- イ 多賀城市屋内ゲートボール場

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

多賀城市シルバーヘルスプラザ及び多賀城市屋内ゲートボール場の管理運営に関する業務

(3) 指定管理期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

3 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会
- (2) 所在地 多賀城市中央二丁目1番1号
- (3) 設立 昭和46年4月23日

4 多賀城市老人福祉施設指定管理者評価委員会の概要

(1) 評価委員会の開催日時

日時 令和3年7月19日(月) 午後2時から午後3時40分まで
場所 多賀城市役所3階 第1委員会室

(2) 評価委員会委員

役職	区分
委員長	学識経験者
委員	利用者代表
委員	利用者代表
委員	有識者
委員	有識者
委員	市職員
委員	市職員

(3) 評価方法

ア 採点方法

委員ごとに20の評価項目を下記の5点から1点までの5段階で採点(委員1人当たり100点満点)

点数	評価基準
5	大変優れているレベルで実施した/大変優れている
4	優れているレベルで適切に実施した/優れている高度な能力を有している
3	適切に実施した/普通
2	概ね適切に実施したが、一部に不適切な部分があり、改善済みである/劣っている
1	不適切な部分があり、改善の見込みがない/大変劣っている

イ 評価基準

各委員(100点満点)の平均点を算出し、評価点数が6割(60点)以上をとった場合を指定管理者の候補者として以下のとおり評価を決定する。各委員会全体で700点満点のうち420点(6割)を超え適切とする。

評価点数	評価
80点以上100点	適切(優)
70点以上80点未満	適切(良)
60点以上70点未満	適切(可)
60点未満	不適切(不可)

(5) 評価結果

指定管理者から実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により適切（良）の評価を得た。

多賀城市老人福祉施設指定管理者評価委員会 評価得点集計表

評価項目		評価委員							合計	平均	
		A	B	C	D	E	F	G			
適正な管理運営に関する取組	管理運営の実施状況	① 指定管理者としての管理運営方針に沿った施設運営がなされていたか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
		② 施設の管理運営にあたる人員配置は適切であったか	4	3	4	3	5	5	4	28	4.0
		③ 施設の効率的な活用を図るための取組がなされ、その効果があったか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
		④ 法定点検、自主点検等は適切に行われ、安全への配慮がなされていたか	3	3	4	4	5	5	4	28	4.0
		⑤ 適正な管理運営のための職員研修等が十分に実施されていたか	3	3	4	3	5	5	4	27	3.9
	安全対策・危機管理体制	① 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制などは十分であったか	3	3	4	4	5	5	4	28	4.0
		② 施設の維持管理をしていく上で、環境汚染防止等の対策は適切に行われていたか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
		③ 防犯、防災対策や非常災害時の対応などは十分であったか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
④ 施設利用者の個人情報保護のための対策は十分であったか		3	4	4	3	5	5	4	28	4.0	
利用促進・満足度向上に関する取組	利用促進	① 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組がなされ、その効果があったか	3	2	4	3	5	5	4	26	3.7
		② 講座やセミナー等自主事業が計画的に開催され、事業促進が図られたか	3	3	4	1	5	5	4	25	3.6
	サービス・満足度向上	① サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか	3	3	4	3	5	5	4	27	3.9
		② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされたか	3	3	4	3	4	5	4	26	3.7
		③ 利用者の立場に立ったトラブル等の未然防止対策がとられていたか	3	3	4	3	5	5	4	27	3.9
		④ 利用者が公平に利用できるよう配慮されていたか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
		⑤ 利用者の新規登録等に対し利用しやすい環境が整っていたか	3	3	4	3	5	5	4	27	3.9
		⑥ 利用者が快適に利用できる環境が整っていたか	3	3	4	3	4	5	4	26	3.7
効率性の向上に関する取組	管理経費の低減	① 経費を効率的に低減するための具体的な取組がなされ、その効果があったか	3	4	4	2	4	5	4	26	3.7
		② 管理委託料の範囲内で業務が健全に遂行されていたか	3	4	4	3	5	5	4	28	4.0
		③ 収入の増を図るための具体的な取組がなされ、その効果があったか（屋内ゲートボール場）	2	3	3	1	4	5	4	22	3.1
合計点（20項目合計）		60	67	79	57	96	100	80	539	77.0	
評価	適切(優)	適切(良)			適切(可)			不適切(不可)			
評価点数	80点以上100点		70点以上80点未満			60点以上70点未満			60点未満		

(6) 評価委員からの付帯意見

ア 評価できる点

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止と共に、市民、特に高齢者の生きがいづくり等に役割を果たしていただいていること。
- ・ 今後もより使いやすく、柔軟な体制を作っていただき、市民、特に高齢者の生きがいづくりに貢献していただきたい。

イ 課題となる点

- ・ 建物が古いせいか利用者が新しい所へ行く。施設の利用方法がわからない人が多いのでは。屋内なのでもう少し利用があっても良いと思う。
- ・ ゲートボール場の活用を考える。雨天時、当日予約・利用可能な体制を検討いただきたい。
- ・ 施設利用の拡大はもとより、その維持にも大変大きな課題があると感じました。
- ・ 「多賀城市老人福祉施設指定管理者モニタリング調査結果」の指定管理者の評価表について、特に「B」評価の結果について、どのように対応改善したか状況の記載があると採点の参考に活用できたと思います。

(7) 評価委員会結果

委員全体で539点（満点700点）、平均点が77.0点という結果で、「適切（良）」であるとの評価結果を得た。

また、評価結果を踏まえ、評価委員会として「来年度以降も引き続き同法人に担っていただくことが適切である」との意見が出された。

5 行政経営会議での審議・決定

(1) 概要

令和3年8月30日（月）に開催した令和3年度第7回行政経営会議において、多賀城市老人福祉施設の次期指定管理者候補者について、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書の規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者として非公募により選定し、次期指定管理期間については、事業転換の移行期間として、3年間とすることに決定した。

(2) 非公募により選定する理由

次期指定管理者の候補者の選定方法については、次のア～オの視点により、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書及び「同条例施行規則」第2条第2号及び第3号の規定により、非公募により次期指定管理者の候補者を選定することが適当と判断した。

ア 本市は、高齢者が自立し、いきいきと活躍できる社会が形成されることで、生涯にわたり安心してその人らしく暮らすことができることを目指している。

こうした中、現在の指定管理者である社会福祉協議会は、介護予防等に重点を置いた事業を実施し、利用者がより健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、地域福祉活動の拠点を担っていること。さらに、雇用創出の観点や市直営で運営するよりも行政コストの削減につながることからこれを維持していく必要があること。

イ シルバーヘルスプラザは、平成12年度から、それまでの市直営を社会福祉協議会に管理

を委託する形で運営を進めてきており、平成18年度からは指定管理者制度による管理運営を委託している。今年6月に本市が行った利用者アンケート調査結果においても約9割の利用者がサービス内容に満足していること。

また、運営による収益が見込まれる施設ではないことから、積極的に民間事業者の参入が見込まれる施設とも考えられないところであること。

ウ 社会福祉協議会は、多賀城市町内会長連絡協議会及び多賀城市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、さらに令和3年3月に「多賀城市地域福祉活動計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、本市における「地域共生社会」の実現に向け、地域住民・多様な組織や関係者と連携・協働により、地域課題の解決のための活動が期待できること。

エ 今期（平成29年度から令和2年度までの4年間）では、主に、次に掲げる成果を上げていること。

(ア) 利用者のニーズを把握し、要望等に対して可能な範囲で柔軟に対応しており、適宜、経費節減に取り組んでいること。

(イ) 施設の利用状況について、屋内ゲートボール場においては、利用団体数等は平成8年度のピーク以降減少傾向であるが、シルバーヘルスプラザにおいては、東日本大震災の影響により利用者が減少した平成23年度と比べ順調に回復していること。

オ 令和3年7月19日(月)に開催された多賀城市老人福祉施設指定管理者評価委員会では、委員全体で539点（満点700点）、平均点が77.0点という結果で、「適切（良）」であるとの評価結果を得たこと。

また、評価結果を踏まえ、評価委員会として「来年度以降も引き続き同法人に担っていただくことが適切である」との意見が出されたこと。

参考 指定管理者候補者を非公募とする根拠

指定管理者候補者の選定にあたっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

- 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）
（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) (略)

- 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抄）
（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあつては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。

(3) 次期指定管理期間を3年間とする理由

一般に指定管理者制度では、指定管理者は期間内において、施設の運営方針と収支計画を立て期間内に成果を出すことになるため、雇用の面を考慮し、本市では通常、5年間としているが、次期指定管理期間については、次の事由により3年間が適当と判断した。

ア 当該施設については、公共施設等総合管理計画の見直しの中でモデル対象施設と位置付けられており、行政経営会議の下部組織である調整会議において、令和3年度中にその施設の方向性を示すこととなっていること。

イ 本市は、今後、ますます高齢者が増加することが見込まれており、当該施設は、これまで以上に、健康を維持・増進させることを目的とした事業を展開することにより、高齢者の健康増進の拠点施設へ転換を図っていくことが大切であり、拠点整備の移行期間であること。

6 多賀城市老人福祉施設指定管理者候補者選定委員会の概要

(1) 候補者選定委員会の設置目的

多賀城市指定管理者導入方針に基づき、指定管理者の候補者選定を公正かつ適正に行うことを目的に設置した。

(2) 選定委員会の開催日時等

日 時 令和3年10月20日（水） 午前9時25分から午前11時7分まで

場 所 多賀城市役所3階 第1委員会室

(3) 選定委員会委員

役職	区分
委員長	学識経験者
委員	利用者代表
委員	利用者代表
委員	有識者
委員	市職員
委員	市職員
委員	市職員

(4) 評価方法

ア 採点方法

委員ごとに12の審査項目を次の5点から1点までの5段階で採点した。

点数	審査基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

イ 評価基準

指定管理者の審査は、委員7人の合計420点満点のうち252点（6割）を超えた場合を指定管理者の候補者として「適切」とした。

また、その適切においても、次のとおり3段階で評価した。

総合得点	評価	備考
357点～420点	適切（優）	85%以上、平均51点以上
315点～356点	適切（良）	75%以上、平均45点以上
252点～314点	適切（可）	60%以上、平均36点以上
251点以下	不適切（不可）	60%未満、平均36点未満

(5) 評価結果

指定管理者指定申請者から企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により適切(可)の評価を得た。

多賀城市老人福祉施設 指定管理者候補者選定審査結果集計表

審査基準	審査項目	審査の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計
1 管理運営計画	(1) 管理運営方針	・施設の設置目的に合致しているか	5	3	5	3	4	4	4	28
		・管理運営業務全般の方針は適切か								
	(2) 組織体制	・施設の管理運営にあたる人員配置は適切か ・職員研修等による職員の指導育成は十分であるか								
2 事業計画	(1) 利用促進	・施設利用を促進させる提案があるか	4	3	5	4	3	4	4	27
		・利用者の利便性が十分に図られているか								
	(2) 広報活動	・施設をPRする広報活動があるか	4	3	5	4	3	4	4	27
		・事業をPRする広報活動があるか								
(3) 利用者支援	・各種の相談に応ずるための体制が整っているか	5	3	4	4	4	4	4	4	28
	・健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜が図られているか									
(4) 関係団体等との連携	・市や関係団体、地域等と連携が図られているか	5	3	3	3	3	4	4	25	
3 危安機全管 策対理策 体・制	(1) 個人情報の保護	・個人情報保護に関する制度を理解しているか	4	3	5	3	4	3	3	25
		・個人情報保護の対策は十分であるか								
	(2) 安全管理	・日常の事故防止、安全対策は十分であるか	4	3	5	4	4	3	4	27
・感染症対策について、十分であるか										
(3) 緊急時の体制	・災害等緊急時の体制は万全であるか	4	3	5	4	3	3	3	25	
4 サー ビス 向上	(1) ニーズの把握	・利用者からの意見・要望を把握する方策があるか	4	3	5	3	4	4	3	26
		・利用者からのクレーム等に迅速に対応できる体制があるか								
(2) サービスの向上	・利用者からの意見・要望を運営に反映できる体制があるか	4	3	5	3	3	4	3	25	
	・事業計画に対する自己評価を行い、業務改善を図る体制があるか									
5 安 定 的 経 営	(1) 管理経費の低減	・収支計画が妥当で、経費の低減が図られているか	4	3	4	3	4	3	3	24
		・経費の低減に対し創意工夫があるか								
		・経費の低減がサービスの低下を招いていないか								
(2) 団体の経営能力	・団体の経営、財務状況は健全か	3	3	3	4	4	3	3	23	
合計			50	36	54	42	43	43	42	310

A 採点について

点数	審査基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

B 評価基準

総合得点※	審査の目安	備考
357点～420点	適切(優)	85%以上、平均5.1点以上
315点～356点	適切(良)	75%以上、平均4.5点以上
252点～314点	適切(可)	60%以上、平均3.6点以上
0点～251点	不適切(不可)	60%未満、平均3.6点未満

※総合得点は、委員7名の総合得点とする。

※満点となる420点のうち、252点(6割)以上を「適切」とし、合格の場合であっても以上のとおり3段階で評価する。

(100点満点に換算すると一人あたりの平均は、 **73.8点**)

(6) 選定委員からの付帯意見

ア 「期待できる」点

- ・ 4期16年の指定管理受託の実績があること。
- ・ 長年の施設運営のキャリアがあり、安定した施設運営は期待できる。
- ・ 施設は老朽化しておりますが、職員の皆様の努力により円滑に運営されていること。
- ・ 指定管理業務以外の事業との連携・連動による指定管理業務の充実を図ることが可能と思われる。
- ・ 社会福祉協協議会が持つ多様なネットワークを活用することにより、施設利用の増進を図ることが可能と思われる。
- ・ 高齢者の交流の拠点
- ・ 高齢者健康増進活動に期待
- ・ 元気な高齢者の一層の健康増進
- ・ 高齢者の健康維持増進のため、常勤看護師と非常勤医師を配置していること。
- ・ 新型コロナ感染拡大の中、職員一同皆様の尽力
- ・ コロナ終息後令和4年以降に大いに期待

イ 「課題」、「今後の宿題になると思われる」点

- ・ 市、関係団体、地域等の具体的な連携推進
- ・ 地域、町内会など一層の交流
- ・ 多世代交流、高齢者の役割、生きがいの創出
- ・ 施設の老朽化に伴い、施設の位置づけ、必要性の再確認を行い、あわせて施策との連携状況・再構築が必要
- ・ 管理対象施設の設備の老朽化による管理運営上の負担増
- ・ 高齢者の地域での孤立防止
- ・ コロナ等で外出を控えている高齢者が来る仕組み
- ・ 高齢者の皆さんが、活動できる場づくり
- ・ ゲートボール場利用促進対策として、どの年代層をターゲットにするのかにより、利用する方が限定されてしまう。
- ・ グラウンドの多目的利用の促進

7 多賀城市社会福祉協議会の企画提案の概要（抜粋）

(1) 管理運営方針

超高齢化社会の到来に伴い、介護を必要とする高齢者の割合は年々増加し、高齢者自らが心身の健康づくりに努め、さらに地域の福祉課題への対応に参加・協力を求められるなど、高齢者を取巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、多賀城市シルバーヘルスプラザは、利用者のニーズに対応したサービスの提供や、健康増進・教養の向上及び介護予防に重点を置いた事業の実施、及び施設の貸出しを行い、利用者がより健康で生き生きとした日常生活が送れるよう、地域福祉活動の拠点施設として地域住民や老人クラブ連合会等の関係機関との連携を図りながら、適切な管理運営に努めてまいります。

また、多賀城市屋内ゲートボール場は、ゲートボールやグランドゴルフ等のスポーツを通し、市民の健康の保持に寄与するとともに、利用者がより健康で生き生きとした生活が送れるよう、地域住民やゲートボール協会等の関係団体との連携を図りながら、これまで長期間にわたって培ってきた利用者や地域との信頼関係に答えるべく、適切な管理運営に努めてまいります。

(2) 主な提案事項（概要・要旨）

ア 維持管理計画

(ア) シルバーヘルスプラザ

シルバーヘルスプラザは、多賀城市条例及び施行規則等を遵守し、老人福祉法の規定に基づき、老人福祉に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進や教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、また市民の交流の場でもあることから、その設置理念に基づいた管理運営を行います。

(イ) 屋内ゲートボール場

屋内ゲートボール場は、多賀城市条例及び施行規則等を遵守し、市民の健康の保持及び余暇活動の充実を図り、もって福祉の増進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、また市民の交流の場でもあることから、その設置理念に基づいた管理運営を行います。

イ 利用促進に関する取り組み

現状の課題として、施設利用者が固定化しつつあることから、今後高齢者が増加するなかで施設の利用促進を図るために、市民に対し「高齢者の健康増進の拠点施設」であることを前面に打ち出しながら、新規利用者を増やす・施設の利便性を高める取り組みを行います。

また、多賀城市社会福祉協議会の特徴でもある、老人クラブ連合会をはじめとする福祉団体事務局・町内会長連絡協議会事務局を担っている点を活用した、地域や団体との連携による利用促進の取り組みを行います。

(ア) 共通事項

- ・ シルバーヘルスプラザ及び屋内ゲートボール場は市内の中央部に位置していることから各施設の利用に当たっての交通の便や遠距離による移動手段が確保できない利用者に対し、無料送迎サービスを継続的に実施し利用促進を図ります。
- ・ 社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」、多賀城市で発行する「広報 多賀城」を活用し、施設や活動の紹介、高齢者の心身状態の維持・増進のための教室や講座の記事掲載案内を行い、施設の利用促進を図ります。

(イ) シルバーヘルスプラザ

- ・ 職場体験学習（市内中学生）の受け入れを行い、世代間交流を図ります。
- ・ 高齢者カラオケや健康マージャン及び、健康維持増進活動を行うサークル等に集会室の貸出しを行います。

(ウ) 屋内ゲートボール場

- ・ 多賀城市ゲートボール協会との協同による“ゲートボール教室”等を開催し、ゲートボール競技者人口の増加を図り、施設利用拡大に努めます。
- ・ 多賀城市民スポーツクラブ等との連携を図りながら、ニュースポーツの団体(グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等)に施設の利用を働きかけ、施設の活用を図ります。

ウ 自主事業計画

今後の高齢者の増加を見据え、高齢者の健康増進・健康寿命の延伸を推し進めるべく、元気高齢者の活動の場・学びの場として、健康維持増進・フレイル予防・介護予防を目的とした「相談事業」「教養講座」「健康増進講座」等の事業を、老人クラブ連合会等と連携しながら実施します。また、事業活動を通じて地域福祉活動の担い手となる人材の発掘や育成、さらには、利用者の中で支援を必要とする高齢者が見つかった場合は、地域の民生委員や地域包括支援センター等の専門窓口につなぐなど、関係機関・団体との連携を図りながら事業を実施します。

(ア) シルバーヘルスプラザ

① 健康増進に関する事業

・ 健康相談の実施

医師（嘱託医）・看護師による健康相談及び血圧測定を実施し、利用者の疾病予防や治療に関する相談に応じ、適切な援助・指導を行います。

・ 介護相談の実施

地域包括支援センターの協力を得ながら、専門員による介護相談を実施し、介護保険制度の理解や介護に関する適切な助言・援助を行います。

② 健康増進講座の実施

・ 健康づくり講話、感染症予防講話等の実施

医師、保健師、栄養士等の専門職による健康講話の開催

・ 健康体操講座の実施

高齢者の体力維持増進のための講座の開催

③ 趣味・教養に関する事業

・ 生活事故防止講話（交通事故防止、火災予防、詐欺被害防止等）の開催

・ 認知症予防・認知症サポーター講座の開催

・ 囲碁・将棋の開放

・ カラオケ設備の開放

・ 健康マージャンサークルへの会場提供

④ 利用者間の親睦・交流事業

・ ボランティア団体（カラオケ、民謡、日本舞踊）との交流会

・ 演芸大会の開催

・ 健康マージャン大会の開催

⑤ その他

・ ラジオ体操の実施

利用者の体力維持増進のために開催（毎日）

・ 自動血圧計の設置

利用者自身の健康管理のため（血圧の継続測定）

(イ) 屋内ゲートボール場

① 健康増進に関する事業

・ 社会福祉協議会長杯ゲートボール大会の開催

② 地域交流事業

- ・ ゲートボール協会との連携による“体験教室”等の開催

③ その他

- ・ 関係機関団体との連携を図りながら、企画・実施

(3) 職員体制

職 種	雇用形態	職員数
館 長	常勤職員	1人
事務職	常勤職員	1人
看護師	常勤職員	1人
嘱託医	非常勤職員	1人
業務職	非常勤職員	2人
計		6人

(4) 指定管理業務に要する指定管理料提示金額

区 分	指定管理料事業者提示額
令和4年度	26,854,000円
令和5年度	26,954,000円
令和6年度	27,044,000円
計	80,852,000円